

令和5年田子町農業委員会第11回総会 議事録

1. 開会 令和5年11月13日（月） 午後6時00分

2. 閉会 令和5年11月13日（月） 午後6時30分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第32号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第33号

令和5年度農地利用集積計画（一括方式）について

日程第5 議案第34号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する
法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議について

日程第6 その他

5. 出席委員（10名）

1 番山崎順子 2 番山市礼子 3 番上平満広 4 番畠山嘉昭 5 番佐藤豊美

6 番木崎正夫 7 番西野榮一 8 番澤頭勉 9 番細谷一夫 10 番大坊和民

欠席委員（0名）

6. 会議署名委員

1 番山崎順子 2 番山市礼子

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板 大幸 主査 袖村 征志 主事 宇藤 紳太郎

事務局長 会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、0名となっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。

それでは農業委員会憲章を唱和いたします。

唱和のリードは、5番佐藤委員にお願いします。

(全員起立唱和)

事務局長 会長よりあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。

議長 ただ今から、令和5年田子町農業委員会第11回総会を開会いたします。

議長 (日程1) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名いたします。

1番山崎委員、2番山市委員にお願い致します。

議長 (日程2) 日程第2「会期の決定について」を議題と致します。

お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。

議長 (日程3) 日程第3、議案第32号「農地放題3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料1・2ページをご覧ください。

議案第32号「農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は

大字田子字蟹沢 1筆

現況地目は畑であり、合計面積は2,566㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(200万円)

番号2番、土地の所在は

大字田子字西館野 1筆

現況地目は畑であり、面積は2,087㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、5・6ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、賃貸借になります。(2万円/1年間)

番号3番、土地の所在は

大字田子字長坂上ノ平 1筆

現況地目は畑であり、面積は4,228㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は贈与になります。

番号4番、土地の所在は

大字田子字長坂上ノ平 1筆

大字田子字二次平 2筆

現況地目は畑であり、合計面積は11,984㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は贈与になります。

番号5番、土地の所在は

大字原字上ミ平 1筆

現況地目は畑であり、面積は2,541㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、9・10ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は使用貸借になります。(5年間)

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、西野委員から報告願います。

質問・意見等ございませんか。

西野委員

現地調査報告いたします。

11月2日に、職務代理者、事務局の4人で現地を見てきました。

場所は、資料 3・4 ページをご覧ください。
譲受人の話では、苗木を栽培するということで問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号 1 番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号 2 番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村
推進委員

現地調査報告いたします。

1 1 月 2 日に、職務代理人、西野委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。
場所は、資料 5・6 ページをご覧ください。
譲受人の話では大豆を栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号 2 番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号 2 番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号 3 番の現地調査の結果について、大久保推進委員から報告願います。

大久保
推進委員

現地調査報告いたします。

1 1 月 2 日に、職務代理人、山市委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。
場所は、資料 7・8 ページをご覧ください。
譲受人の話ではにんにくを栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号 3 番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号3番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号4番の現地調査の結果について、大久保推進委員から報告願います。

大久保
推進委員

現地調査報告いたします。

11月2日に、職務代理者、山市委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料7・8ページをご覧ください。

譲受人の話ではにんにくを栽培するということで、問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号4番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号4番の内容については、原案のとおり決定します。

議長

続いて、番号5番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。

川端
推進委員

現地調査報告いたします。

11月2日に、職務代理者、事務局の4人で現地を見てきました。

場所は、資料9・10ページをご覧ください。

譲受人の話ではピーマンを栽培するということで、問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号5番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号5番の内容については、原案のとおり決定します。

議長
(日程4)

日程第4、議案第33号「令和5年度農用地利用集積計画(一括方式)について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料 1 1 ページをご覧ください。
議案第 3 3 号「令和 5 年度農用地利用集積計画（一括方式）について」であります。

番号 1 番、土地の所在は、
大字原字四日市 2 筆
現況地目は畑であり、面積は 2,572 m²です。
利用権を設定する者は資料のとおりです。
現地については、1 2 ・ 1 3 ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は賃貸借になります。（25,600 円/年 5 年間）
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
（異議なしの声、多数あり）

全員異議ないようですので、番号 1 番の申請については、原案のとおりとし、
県に対して意見書を送付します。

（日程 5）

日程第 5、議案第 3 4 号「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律第 7 条第 4 項の規定に基づく設備整備計画の協議について」を議題といたします。
事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料 1 4 ページをご覧ください。
議案第 3 4 号「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律第 7 条第 4 項の規定に基づく設備整備計画の協議について」であります。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律第 7 条第 1 1 項に基づき、同条 5 項 2 号で定められている農地法第 5 条第 2 項の規定に該当するかどうか農業委員会の意見を求められたため、回答するものです。

こちらは資料 1 5 ページにある左上の図のとおりで設備整備計画申請書を提出し、町と県知事が協議した後に、農業委員会へ意見聴取を行ったうえで、常設委員に送るものです。

農業委員会では、農地法第 5 条第 2 項の規定に該当するか意見を述べるものとな

っております。

番号1番、土地の所在は、

大字遠瀬字和平 2筆

現況地目は畑であり、面積は3,664㎡です。

申請人等は資料のとおりです。

転用理由は風力発電機5基の建設を行う予定とのことです。

牧草地であることから、農業振興地域でありましたが、令和4年2月に除外されたものです。

現地については、17・18ページの航空写真をご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、大向推進委員から報告願います。

大向

現地調査報告いたします。

推進委員

11月2日に、職務代理人、畠山委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料17・18ページをご覧ください。

譲受人の話では、風力発電機の建設をする予定ということで採草放牧事業への大きな影響はなく問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

全員異議ないようですので、番号1番の内容については、原案のとおりとし、意見書を送付します。

議長

日程第6、「その他」に入ります。

(日程6)

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、諸般の報告をご覧ください。

まずは、諸般の報告について、10月総会以降の活動などの報告をいたします。

10月25日(水) 申請の締め切り・告示

11月 2日(木) 総会案件に係る現地調査を行いました。

10月 9日(木) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、11月総会以降の予定について、お知らせいたします。

1 1月21日(火) 県農業委員大会(青森県)
1 1月24日(金) 申請締め切り・告示
1 1月29日(水)～1 1月30日(木)
国会議員要請活動(会長)
1 2月 5日(火) 現地調査を予定しています。
1 2月 7日(木) 企画会議を予定しています。
1 2月11日(月) 第12回総会を予定しています。
18:00～ 役場第一会議室
後日、文書によりご連絡いたします。

次に、農政研究会の活動についてお知らせいたします。こちらは、担当者から説明いたします。

担当者 (担当者説明)

事務局長 さらに、青森県農業委員大会についてお知らせいたします。こちらは、担当者から説明いたします。

担当者 (担当者説明)

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。
(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和5年田子町農業委員会11回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
